

令和8年度事業計画書

1 生活衛生関係営業対策事業

(1) 相談指導事業

経営指導員3名（常勤）、補助員兼事務職員1名（常勤）及び経営特別相談員36名（非常勤）、顧問税理士並びに顧問弁護士により、生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）並びに生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に対して、経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導並びに消費者の苦情等に関する相談業務を実施する。

ア 中央相談指導

指導センター事務所内において、経営指導員3名及び補助員兼事務職員1名により生衛業者に対する融資等の相談指導及び消費者の苦情等に関する相談指導業務を実施する。

また、専門知識が必要な相談に対応するために、顧問弁護士及び顧問税理士を配置するとともに、和歌山県よろず支援拠点や和歌山県働き方改革推進支援センター等と連携する。

イ 地区相談指導

県内4カ所（海南保健所、岩出保健所、御坊保健所、新宮保健所管内）に相談室を開設し、経営指導員、経営特別相談員、日本政策金融公庫職員、よろず支援拠点職員、一般社団法人和歌山県中小企業診断士協会職員等による相談指導を実施する。

ウ 巡回相談指導

経営指導員・経営特別相談員が店舗等を訪問し、生衛業者に対して相談・経営指導を実施するとともに、日本政策金融公庫の融資制度の有効活用並びに事故発生防止についての指導も併せて実施する。

また、生活衛生営業経営改善資金融資制度の運営を担う経営特別相談員を対象とした研修会を開催し、活動の支援を行う。

(2) 情報化整備事業

生衛業者に対する経営相談や指導業務等に活用するために、生衛業に関する各種情報の収集と分析を行う。

また、生衛業者の衛生水準の維持向上と経営の健全化、利用者・消費者の利益擁護を図るために、収集分析した情報や国、県、株式会社日本政策金融公庫、全国センターなど関係機関とリンクし、有益な情報を発信していく。

(3) 健康・福祉対策推進等事業

ア 健康・福祉対策推進事業

生衛業における新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症発生に対応できる体制を整えその基本的な予防対策について普及啓発を行うため、感染症予防啓発チラシを作成し配布する。

また、感染症予防に関する研修の実施を組合に指導する。

イ 生活衛生関係営業地域活性化連携事業

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、8組合が連携して被災者等に対する具体的な支援策等について検討を行う。

(4) 後継者育成支援事業

生衛業という職業に理解を深めてもらい、将来の進路選択肢の一つとして提供することにより、生衛業の活性化や直面している後継者不足という課題の解決に取り組むために、中学生・高校生を対象としたインターンシップ並びに小学生・中学生及び高校生を対象とした学校への出前授業を実施する。

ア 後継者育成支援協議会の開催

イ インターンシップの実施

ウ 出前授業の実施

(5) 生活衛生関係営業振興事業補助金事業

生衛業の振興を図るため、組合が実施する振興事業に対し補助を行う。また、広報誌「生衛紀州」を発行する。

2 受託事業

(1) 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター委託事業

ア 景気動向調査事業

今後の業務運営の参考と諸対策等に活用するため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し景気動向等の聴き取り調査を実施する。

イ 経営状況調査事業

今後の業務運営の参考と諸対策等に活用するため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し経営状況の聴き取り調査を実施する。

ウ 経営特別相談員研修会

生衛業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化のため、その業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成・向上を図るため、経営特別相談員を対象に研修会を開催する。

エ 衛生水準の確保・向上事業

生衛業の衛生水準の維持向上と組合の組織基盤の強化や活性化を図るため、推進会議の開催、新規営業許可店舗情報の収集と提供、県知事等に対する組合支援要請活動などを行う。

オ その他

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの事業に協力する。

(2) 和歌山県委託事業

融資推薦事務受託事業

日本政策金融公庫の一般貸付に係る融資推薦事務を実施する。

3 標準営業約款事業

消費者利益擁護の観点から、厚生労働大臣が指定する「理容業」、「美容業」、「クリーニング業」、「めん類飲食業営業」「一般飲食店営業」の5業種において、各組合と協力して厚生労働大臣により認可されたサービス内容の基準（標準営業約款）に従って営業する店舗の登録業務（新規・再登録）を行う。

また、「標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間」である11月に、関係機関・団体等と連携しながら全県的な周知広報活動を推進する。

4 クリーニング師研修等事業

クリーニング業界における繊維製品の素材の多様化、洗剤・薬品等の使用方法の複雑化及び技術の高度化等に的確に対処するため、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等に対する法定研修、講習を実施する。

今年度は、クリーニング師研修を和歌山市で1回、田辺市で1回、通信制で1回、業務従事者講習は通信制で1回実施する。

5 その他

(1) 関係機関との連携

組合、行政及び日本政策金融公庫等の関係機関との連携を密にして、適宜の課題や融資等に関する知識向上を図るため、積極的に意見交換を行う。

(2) 公益財団法人理容師美容師試験研修センター業務に協力する。